

質問・回答

事業名: 令和6年度「生活文化調査研究事業」委託業務

2024/8/28 10:47

質 問		回 答
1	【有識者候補の選定】 選定要件の「特定の団体に所属していないこと」について、団体の役員(理事等)は選定対象外と認識しているが、一般的な会員として、会費を支払って団体のサービスを利用しているような者も対象外となるか。	当該要件は、団体の運営に関与している方を想定しています。 例えば、研究活動の傍ら和歌や俳句等を嗜んでおり、一個人として特定の団体の会員になっているような方については、本事業の客観性が担保できるのであれば、有識者候補として選定いただいても構いません。
2	【調査スタッフ】 自社の調査員に、特定の団体の役員に就いている者がいる。当該者を、調査スタッフとして本事業の業務に従事させても問題ないか。	知見に基づいて業務に従事いただき、調査の客観性が担保されるのであれば問題ありません。
3	【事業規模】 事業規模900万円は、税込または税抜のどちらか。	税込です。
4	【企画提案書の電子データ】 企画提案書をメールで提出する場合も電子ファイルの送付が必要か。	メールで提出いただく場合は必要ありません。 (紙媒体で提出される場合は、CD-ROM等による電子ファイルの提出が必要です)
5	【調査について】 3分類の調査を同時に開始しても、進捗度合いに応じて比重の掛け方が変わり、成果物のボリュームが異なってくる可能性が想定される。調査開始後の裁量は、ある程度任せてもらえるか。	調査を進める中で、分類毎のボリューム差は出てくると思います。 適宜、有識者や当庁へ相談しながら業務を進めてください。